九二七　指定装置の指定製作者等の氏名又は名称を変更する旨届出があった件　一八　146　五一
九二八　自動車の装置の型式についての指定を取り消した件　一八　146　五一
九二九―自動車の共通構造部の型式を指定した件　一八　146　五一
九三三　指定共通構造部の指定製作者等の住所を変更する旨届出があった件　一八　146　五一
九三四―原動機付自転車の型式を認定した件　一八　146　五一
九三六　小型特殊自動車の型式を認定した件　一八　146　五一
九三七―小型特殊自動車の製作者の住所を変更する旨届出があった件　一八　146　五二
九四〇　小型特殊自動車について製作廃止の届出があった件　一八　146　五二
九四一　高速自動車国道に関する件　一八　146　五二
九四二　砂防法第二条の土地を指定する件　二〇　五
九四三　高速自動車国道に関する件　二〇　五
九四四　砂防法第二条の土地を指定する件　二〇　五
九四五　砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件　二〇　五
九四六　砂防法第二条の土地を指定する件　二〇　六
九四七　高速自動車国道に関する件　二一　六
九四八　昭和四十五年建設省告示第千五百五十二号の一部を改正する告示　二一　149　六七
九四九　既存住宅状況調査技術者講習登録規程により既存住宅状況調査技術者講習実施機関の代表者を変更する件　二四　六
九五〇　〃　二五　四
九五一―砂防法第二条の土地を指定する件　二五　五
九五二―砂防法第二条の土地を指定する件　二五　五
九五四　ボルト接合によることができる安全上支障がない建築物の基準を定める件　二五　五
九五五　砂防法第二条の土地を指定する件　二五　六
九五六―砂防法第二条の土地を指定する件　二五　六

九六〇　既存住宅状況調査技術者講習登録規程により既存住宅状況調査技術者講習実施機関の代表者を変更する件　二六　五
九六一　激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令第四十一条第二項の規定に基づき、令和六年能登半島地震による災害に係る同条第一項の市町村の区域を定める件　二六　五
九六二　一般財団法人日本海事協会から登録事項の変更の届出があった件　二六　五
九六三　土地基本方針を告示する件　二七　154　五二
九六四　枠組壁工法又は木質プレハブ工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件等の一部を改正する告示　二七　154　五九
九六五―砂防法第二条の土地を指定する件　二八　五
九六七　直轄砂防工事を施行する件　二八　七
九六八　土地区画整理事業の施行規程及び事業計画の変更を認可した件　二八　七
九六九　砂防法第二条の土地を指定する件　二八　七
九七〇　宅地建物取引業法の規定に基づく登録講習機関の登録事項の変更の件　二八　七
九七一　建築基準法施行規則第一条の三第一項第一号イ(2)の国土交通大臣が定める建築基準法令の規定を定める件　二八　八
九七二　建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件等の一部を改正する告示　二八　156　一七

九七五　確認審査等に関する指針に従って確認審査等を行ったことを証する書類の様式を定める件等の一部を改正する件　二八　156　三五三
九七六　評価方法基準の一部を改正する件　二八　156　三五九
九七七　膜構造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件等の一部を改正する告示　二八　156　三六〇
九七八　低騒音型建設機械の指定に関する件　二八　156　三六四
〇観光庁
一一五　旅行業法の規定に基づく登録事項の変更の件　一一　一〇
〇気象庁
二　登録検定機関の代表者を変更する件　二七　八
〇海上保安庁
三〇　航路等を記載する海図の指定に関する告示の一部を改正する告示　七　138　二四
三一―三三　航路標識に関する件　二一　149　六九
三四　海上保安庁の航空機の番号及び標識の一部を改正する告示　二四　150　一一〇
三五　海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を改正する告示　二八　八
〇海難審判所
四　小型船舶操縦免許証の無効を宣する件　二〇　六
〇環境省
五　海技免状の無効を宣する件　二〇　六
四一　補助事業等により取得した財産等の処分制限期間を定める件の一部を改正する件　六　137　一
四二　平成二十一年三月環境省告示第十四号（河川及び湖沼が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定に関する件）の一部を改正する件　一七　145　三八

四三　日高山脈襟裳国定公園の指定を解除する件　二五　151　二四
四四　日高山脈襟裳十勝国立公園を指定する件　二五　151　二四
四五　日高山脈襟裳十勝国立公園の公園計画を決定する件　二五　151　二五
四六　日高山脈襟裳十勝国立公園の特別地域を指定する件　二五　151　二五
四七　日高山脈襟裳十勝国立公園の特別保護地区を指定する件　二五　151　二八
四八　日高山脈襟裳十勝国立公園の指定植物を指定する件　二五　151　二九
四九　日高山脈襟裳十勝国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例を定める件　二五　151　二九
五〇　国際海事機関海洋環境保護委員会の判定に基づき環境大臣が指定する物質の一部を改正する件　二五　151　三四
〇防衛省
一一三七―一一三八　海上における射撃訓練を実施する件　一二　四
一一三九　海上における射撃等訓練を実施する件　一二　五
一一四〇　漁船の操業を制限し、又は禁止する区域及び期間並びにその条件を定める件　一七　五
一一四一―一一四三　海上における射撃訓練を実施する件　一九　七
一一四四―一一四八　海上における空対空射撃訓練を実施する件　二四　六
一一四九　海上における空対空射撃訓練及び試験並びに水上標的に対する射爆撃訓練及び試験を実施する件　二四　七
一一五〇　海上における空対空射撃訓練及び水上標的に対する射爆撃訓練を実施する件　二四　七
一一五一　海上における水上標的に対する射爆撃訓練を実施する件　二四　七